

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第2回）  
議事録

令和5年7月21日（金）  
10時00分～12時00分  
W E B 会 議

[出席者]

- （委員）伊東委員、大日向委員、佐々木委員、仙田委員、戸田委員、長山委員、西村委員、古川委員（計8名）  
（文化庁）圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤文化庁国語課長補佐、増田日本語教育調査官、齊藤日本語教育調査官、下岡高等教育局参事官（国際担当）留学生交流室長 ほか関係官

[配布資料]

- 1 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回）議事録（案）
- 2 認定日本語教育機関に関する省令等の案について
- 3 第119回日本語教育小委員会での主な御意見
- 4 認定基準の適用対象となる大学における日本語教育課程について（案）

[参考資料]

- 1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 2 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方
- 3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 4 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 事務局から配布資料2～4について説明があり、意見交換を行った。
- 3 次回の日本語教育小委員会は8月29日（火）に開催予定であることを確認した。
- 5 資料説明等の内容は以下のとおりである。

**○戸田座長**

定刻となりましたので、ただいまから第2回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

### ○齊藤日本語教育調査官

本日、委員総数8名に対し8名全員御出席いただいております。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。

配布資料につきましては、資料4点、参考資料4点でございます。配布資料1の「前回議事次第（案）」を除いて、いずれも間もなく文化庁ホームページに掲載されます。

### ○戸田座長

次は、議事（1）認定日本語教育機関の認定基準等についてです。資料について事務局より説明をお願いいたします。

### ○小林日本語教育推進室長

配布資料2「認定日本語教育機関に関する省令等の案について」を御覧ください。1回目のワーキンググループの際に、省令の骨子という形でお示ししたのから、実際に省令で規定する内容を具体的に盛り込み、さらには、前回のワーキンググループや、第119回日本語教育小委員会が出された御意見などを反映させ、前回の資料から追記になっているところを赤字で示しております。今会議は、赤字の部分を中心に御説明をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

資料の6ページを御覧ください。体系上、留学と就労・生活、それぞれの課程を設けて、認定基準もそれぞれ設けるのですが、前回のワーキンググループでも留学と就労・生活を一体的に記載すると少し分かりづらい点があるという御意見をいただきましたので、留学と就労・生活で分けて記載しております。

まず、留学ですが、2番、教員及び職員の体制でございます。赤字を中心に説明いたしますが、まず校長について、名称が様々あるということで御意見をいただいたところですが、意味としては機関の責任者として機関の業務をつかさどるということで、呼称は問わず、学長やその機関の長という役割を果たす方ということを考えております。

要件ですが、認定される機関の運営に関して必要な見識がある方で、教育に関する業務の経験が原則5年以上ある方、そして社会的な信望を有することということを要件とさせていただきますと考えております。

続きまして、教員数ですが、教員数は課程の収容定員20人に1人以上、本務等の教員数ですと、課程の収容定員40人に1人以上ということでございます。

特例措置として、大学や専門学校等で認定を受ける場合に、そうした大学等の日本語教育課程の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合に、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とすることができる、という特例措置を規定しております。

三つ目の丸の米印の本務等の教員の考え方で、黒字の部分が具体的な省令の指すところですが、どのような方が本務等教員となるかに関しては、例えば勤務時間数や、給与、社会保険加入の有無、授業担當時数、業務内容等を総合的に判断するというところで、内容は、省令というよりは、施行通知や、今後作成する手引などでお示しさせていただければと思います。

本務等教員の定義の中で「責任を担う」と書いており、こちらは法令用語でよく出てくる用語ですが、どのような意味かといいますと、今回は日本語教育課程の運営をするということで、必ずしもその教育課程の運営の責任者である必要はなく、例えば課程の編成に関わるなど、運営の一端を担っていることを指すということで、こうしたことも施行通知等で記載したいと思っております。

また、先ほどの教員数でございますが、課程という言葉が幾つか混在しておりますが、

例えば留学課程の中でも、1年の課程や2年の課程など、課程が増加するごとに各課程の収容定員数に応じて増加するというのがございますので、こちらは注意書きです。

続きまして、7ページ目でございます。本務等教員のうちから主任教員を置くことということで、留学というよりは、どちらかという和生活類型の場合に出てくる可能性があります。例えばコーディネーターと呼んでいる場合、各機関でどのように呼んでいるかは、それぞれで決めていただければと思っております。

主任教員の要件につきましては、校長の要件とよく似たような形で、教育課程の編成や他の教員の指導に必要な知識・技能があることと、本務等教員として3年以上、社会的信望を有することというところは校長と同じです。

7ページの一番下ですが、研修について、初任研修を含めてしっかり行っていただきたいということで、研修の体制を備える際にどのようなことが考えられるかについて具体的に米印で書いております。

8ページを御覧ください。施設及び設備について、まず校地・校舎共通でございますが、原則は自己所有かつ負担付きでないという要件がございますが、例外と考えられるものを列挙させていただいております。米印①から④がございます。実際のところ、ある程度、自己所有でなくても安定して長期間しっかり使用ができること、そうしたものを要件として定めていければと思っております。

三つ目の丸ですが、複数の建物で一つの機関として運営されているところも多いと思いますが、それぞれの校舎がおおむね実距離800メートル以内であるところに関しては、一つの機関だとみなすことが可能であるということで、おおむね歩いて10分ぐらいの距離かと思えます。校舎の自己所有要件の例外は校地と同じです。

9ページを御覧ください。「日本語教育課程」について、各課程で目指す、留学の目的に沿った日本語能力を身に付けさせることを目的とするということ、具体的に書かせていただきました。

二つ目の丸ですが、修業期間は原則1年以上であります。修業期間が6か月以上というように、少し短い期間でも対応が可能であるという場合の要件を設けておりまして、①から④がございます。

ほかにB2以上かつ1年以上の課程を置いている機関が設置されていること。その課程自体がB2以上を目標に設定していること。授業日数が380単位時間以上で、そうした授業科目の履修を卒業要件として設定されていること。そして在留を継続するための必要な支援がしっかりされている機関が置くところであるという、この4要件を満たす場合に、6か月以上の対応を可能とさせていただいております。

五つ目の丸でございます。授業時数は、1年間に760単位時間以上ですが、ただし、ということで、認定機関自体が大学や専門学校である場合に、以下の要件のいずれにも該当する科目を履修させるということを要件にしまして、160単位時間を上限に、760単位という年間の授業時数を減ずることが可能としておりまして、①から③の要件を設定しております。

一つ目は、アカデミック・ジャパニーズの習得に資する科目など、その後の学部や学科の学習における言語運用能力の涵養につながると考えられるもの。二つ目は、認定機関内において日本語教育課程との体系性を考慮して実施されるもの。三つ目に、そうした減じた時間数で行う160単位のところを、日本語教員が当該科目の補助者として生徒の指導に当たるということをや要件としています。

10ページを御覧ください。一つ目の丸の米印ですが、一定の年間の日本語教育として行っていただきたい時間数を超えて、授業時間内で行うものにつきましては、専門教育等を一定の制限の範囲内で開設可能であるということ、黒字で記載しておりますが、そうし

た専門教育等は、実際には法律の枠外になり、登録日本語教員以外が担当可能であるということを確認的に記載しております。

二つ目ですが、実際に各課程の目標にかかわらず、個々の生徒のレベルは様々ですので、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができるという記載を追加させていただいております。

三つ目ですが、修了の要件としては、年間の授業時数として記載した760単位時間に、修業期間の年数以上の授業科目の履修を要件としたいと考えております。

四つ目ですが、授業に関しまして、原則対面であるということ、生活・就労類型と比較して申し上げているところですが、二つ、米書きを付けておりました、一つ目、感染症の拡大や災害時など、臨時的な措置として遠隔授業を実施することは問題ないということ、また、対面授業にゲストスピーカー等の方がオンラインで参画することは妨げられないということに注意書きとして書いております。

五つ目の丸ですが、収容定員数につきましては、新規の機関は当初100人以下で、以下、隔年ごとに1.5倍まで可能であるとしておりますが、一定の要件を付けております。二つ目の米印ですが、現行の既にある機関につきましては現有のもの、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数ということで考えたいと思っております。

11ページをご覧ください。原則としまして、機関が設置する「留学」課程全体の収容定員数を超えて生徒を受け入れないということですが、米印のように例えば収容定員数の枠内で動くというような場合の運用は可能であるということを確認的に記載させていただいております。

12ページでございます。学習上及び生活上の支援体制ということで、一つ目の丸の米印で、母語支援等について考えられる在り方の一つとして、機関内の体制を整備した上で、地域の関係機関との連携やICTを活用した母語支援も活用可能であるということです。

四つ目の丸のところ、生活指導や進路指導の担当者を置くとしておりますが、生活指導の役割の中に行政との適切な相談窓口につなぐことを記載させていただいております。

以上が、留学類型でございまして、以下が就労・生活類型となります。

赤字になっている部分は、前回の資料からの追記等です。留学類型と重複するところは説明を割愛させていただきます。

13ページから14ページ、15ページは、基本的に留学類型と同じです。

16ページですが、実際に校地・校舎の考え方の一つで、就労・生活に関しましては、実際に様々な形態で、普段設定されている校舎があった場合でも、それ以外の場所で授業を行うことも考えられ、要件を満たした場合で、他者と連携して授業を行う場合には、授業自体を校舎以外の場所で恒常的に実施可能であるということで、三つの要件を設けております。

一つ目は、その場所がしっかり教室の要件を満たすものであるということ。

二つ目ですが、連携する他者ということで、場所を提供する方と設置者との間で、教育課程や情報公表や点検評価についての連携や、事故の対応等について一定の協定等の締結、をしていただきたいというような要件を設けています。

三つ目ですが、生活や就労類型につきましては、遠隔で授業は一部可能になりますが、校舎以外の場所でさらに遠隔授業を行う場合があると思います。この場合は、まず遠隔授業の要件を満たしていただくということに加えまして、この場所に指導補助者のような方も置いていただきたい。また、遠隔授業ですので視聴覚機器等も備えていただきたいという要件を設けております。

17ページの五つ目の丸でございます。米印のところですが、就労や生活における、実際の授業時間数を越えたところで行う専門教育について、例えば就労であれば生徒の業務

内容に関連するような授業科目の策定でありましたら、自治体や事業主との連携先から来る学習ニーズを踏まえて内容を設定していくということも考えられると記載させていただいております。

18ページを御覧ください。二つ目のところですが、遠隔授業につきまして4分の3まで可能ということですが、同時双方向型ということをお求めたいと思っております。同時双方向型というのは、同時にお互いのやり取りができるということで、同時に、同じ時間帯に教員から生徒に質問をし、生徒から教員に質問、やり取りができるというような、一方通行ではなく同時双方向型の遠隔授業ということで、4分の3まで実施が可能ということを書いております。収容定員等につきましては、留学類型と同じであります。

19ページの部分も留学と記載部分は同じです。以上が留学と就労・生活の認定基準に関連してくる部分ですが、それ以外に機関共通になりますが、法律上認定された機関につきましては、一定の内容の情報公表を行うこと、また、毎年度自己点検評価を行い公表すること、そして定期報告を行っていただくことが求められる義務となります。

前回の御議論の中で、情報公表の規定の中に、入学時の募集等に関して、仲介手数料を入れておりましたが、ここは御意見があったところであり、自己点検評価に移しております。21ページの「点検及び評価」のチェック項目「財務に関すること」の中に、「手数料の状況」という項目を作りたいと思っております。

自己点検評価についてどのように行っていくかについて、今、資料で提示させていただいている内容は、省令事項として列挙したのですが、具体的に何を点検評価いただくかということに関しましては、省令が出来た後に、実際にお出しする施行通知や手引で詳細にお示ししていきたいと考えております。

23ページを御覧ください。赤字になっておりますが、内容は変わっておりません。今回の法律では、認定された日本語教育機関で日本語教育課程を担当する方は、登録日本語教員でなければならないという規定になりました。法施行後の5年間、令和6年4月から5年間は、現職の方も登録日本語教員でなくとも、認定日本語教育機関で日本語教育課程を実施できるとしております。この場合の現職日本語教員の範囲ということで①から④として、基本的には今勤務いただいている方が対象となるような規定ということで考えております。法務省の告示基準との整合性を取って記載を追記したものでございますが、基本的に今、働いていらっしゃる方は対象となるという意図は変わっておりません。

続きまして資料3「認定日本語教育機関の認定基準に関すること」を御覧ください。資料3は、前回のワーキンググループの内容を日本語教育小委員会で御報告しまして、その際の御意見を資料としてまとめたものでございます。教育課程に関することで、遠隔授業は4分の3までとしているところですが、御議論が幾つかございました。

一つ目の丸で「日本語教室の空白地域への対応」と出てまいります。4分の3の制限があることについて、幾つかの御議論がありました。一方で、三つ目の丸にございますように、質の保障、そういう観点から、もう少し検討すべきだという、ここは両方の御意見がございました。

また、生徒への学习上・生活上の支援体制ということで、実際に災害等で教育を継続することが困難となった場合の連携対策をお願いしたいと設けているところですが、「実際、日本語教育機関がそうした場合に個々に対応するというのはなかなか難しい。」という御意見もいただきましたので、実際にこの部分でどのようなことをお願いしていくかということ、今後のワーキンググループなどで御意見を聞きしていきたいと思っております。

また、もう一つのワーキンググループの、実践研修機関や日本語教員養成機関の手続に関しましては御議論がございました。

次のページを御覧ください。一番上のところでございますが、研修の指導者・教授者

の要件、特に養成機関の教授者の要件について、もう少し柔軟な形にできないかということ。教壇実習に関するところで、例えば二つ目の丸にございますが、実践研修の関係で、年間の指導受講者数が20人ということでしたが、なかなか厳しいという御意見がございました。

また、養成課程の期間が短いと実質的な学びが担保できないのではないかという御意見もございました。

三つ目のところで、日本語教員試験に関するところでございますが、前回の日本語教育小委員会の中で、今年の試行試験の実施方法に関して幾つか実施方針を御説明し、御質問も幾つかいただいております。資料2と資料3の説明は以上でございます。

### ○下岡留学生交流室長

続きまして、資料4「認定基準の適用対象となる大学における日本語教育課程について(案)」に関して、文科省高等教育局留学生交流室から御説明をさせていただきます。

資料4は、大学の日本語教育に関しましては、留学生別科をはじめとして様々な形で日本語教育が行われておりますので、どのような日本語教育課程が今回のこの認定基準の適用の対象になるかということにつきまして、現在の検討状況を御説明する資料でございます。

最初に、資料の上部にデータが載っておりますが、大学における非正規の課程で日本語教育がどのように行われているかという実態を、今年の4月5月にかけて調査しました結果の概要の一部でございます。まず留学生別科における日本語教育が考えられるわけですが、この日本語教育を行っている別科に関して、数や状況は、大学と短大を合わせて88コースで、このうち過半が学部であるとか大学院の予備教育を行っている状況でございます。留学生別科における日本語教育でございますが、一般的に一定の体系性や修業期間を有する課程でありまして、そしてまた日本語教育が十分でない外国人の方に生活、学生さんの場合は学習ということになるかと思いますが、必要な日本語を理解し使用する能力を習得させるための教育を行っているということ、そういうことに着目しますと、認定制度の対象となるということで整理をしているところでございます。

ただ、一方で留学生別科の特性としまして、学生の受入形態や課程の目的は多種多様でございますので、必ずしも全ての留学生別科が直ちに認定制度による認定を要するものではないだろうと考えているところでございます。

逆に、必ずしも別科という名称でなくても、例えば留学生センターや国際交流センターといった組織で教育を行う場合でありまして、実態として留学生別科や法務省告示校など同様の体系的な日本語教育を実施する課程に関しましては、一定の日本語能力を備えていない留学生を受け入れるという場合においては、認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」の付与の要件とするような諸制度改正を法務省令の規程省令で検討しているところでございます。こちらは今、関係省庁間での調整がなされているところでございます。

先ほど、そもそも受入形態、課程の目的等が多様であるので、直ちに全てということではないと申し上げましたが、どのように判断するかについての判断基準の現在の検討案が2枚目でございます。

適用対象の考え方でございますが、①、②のいずれも満たすものということを書かせていただいています。1点目としまして、受入時の日本語能力が、大学学部段階の目安としてN2相当ということでございますが、これに満たない日本語能力で留学生を受け入れる課程であるというのがメルクマールであるということでございます。また、当然ながら日本語教育課程であることということでございます。N2未満ということは、そもそも法の

想定する日本語教育というのが、日本語が通じない外国人に生活に必要な日本語能力を理解し使用する能力を習得させるということでございますので、大学においては学習ということが生活に当たるということで、N2相当ということが判断基準として相当であろうということで、適用対象の基準で考えてございます。

基本的にはこうした判断基準でと考えておりますけれども、例外に当たるかと思われるものが2点、ございます。一つ目は、国費留学生の日本語予備教育の課程でございまして、これは対象者の選抜プロセスや、実施されるプログラムの質が制度上担保されるということで、認定基準の対象とはわざわざしないということでございます。

もう一つの例外の事由としましては、大学間交流協定に基づく交換留学のプログラムでございます。交換留学のプログラムは大学間の質を伴った国際交流を強化するという観点から政策的に促進しているものでございますが、交換留学のような短期のプログラムにおいて、体系的な日本語教育を義務づけるような形で盛り込むということは性質上なじまないことから、今回の認定基準の対象にはしないということで整理をしたいと考えているところでございます。

資料の下に参考としまして、認定課程において受講することを要しない場合、例えば学部や研究科の正規生の留学生が、補習教育として日本語教育を履修するような場合には、それが非正規課程で履修する場合であってもそれが認定課程であることは要しないということでございます。これは当然のようなことではございますが、もうその方が大学の正規課程に在籍するということをもって在留資格「留学」を保有しているということで、認定課程であるということは要しないということでございます。例えば英語のみで学位取得ができる課程に在籍している留学生の方が、別科等で日本語を学習するようなことも想定されますことから、参考として確認のため記載させていただきました。

以上でございます。いずれも検討段階のもので、今後詳細について修正や変更があり得るものでございますが、現在の検討状況ということで御紹介させていただきました。以上でございます。

#### ○戸田座長

御説明ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について御質問、御意見がおありの方はいらっしゃいますか。

伊東委員、お願いします。

#### ○伊東委員

今、資料4に基づいて高等教育局の留学生交流室の方の説明がありましたが、改めてこの部分はとても大切だと思いました。なぜならば、今回の認定日本語教育機関に関する省令等の案について、残念ながら大学の教員、あるいは大学の教育課程についての言及が非常に少なかったという印象を持ちました。したがって、この現在の省令案を見る限りは、これは自分ごとではないと思うような印象を持ちかねないということで、私自身は危惧をしておりました。

大学の別科等の実態を踏まえた上での適用対象の判断基準や例外事項というものもこの政令等を含むことによって、この政令が幅広く日本語教育の対象としている、あるいは日本語教育ということに関して検討の上、出来上がったものだというような形で示していくことが必要ではないかと思いました。

#### ○戸田座長

西村委員、お願いいたします。

### ○西村委員

本務等教員という、教員に関する枠組みが提示されているかと思いますが、この本務等教員と、専門学校の場合ですと基幹教員という立場の教員の関係を御説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。基幹教員というのが本務等教員に含まれるという理解でいいのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

### ○戸田座長

それでは皆様、議論に入ってまいります。論点ごとに区切って進めてまいりたいと思います。今の御質問に加えまして、5ページから12ページの留学類型に係る認定基準案について議論を進めてまいりたいと思います。事務局、まず今の御質問に関しましていかがでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

今の御質問にお答えさせていただきますと、専修学校や大学の学部等で、西村委員がおっしゃったとおり、基幹教員という省令上の概念がございます。こちらは一部、今回お示ししている本務等教員とかぶるものもあるとは思いますが、基幹教員の中には、例えば年間8単位の授業を担当していれば、基幹教員に含まれるというような規定ぶりがございますが、認定基準案として示させていただいている本務等教員は、専ら認定機関の教育に従事する方か、もしくはその本務として認定機関の教育に従事する方ということで、必ずしも数コマ授業を担当していればそれで該当するというような考え方ではございません。基幹教員であるから直ちにその本務等教員に該当しないような場合もあるのではないかと考えております。

### ○西村委員

分かりました。非常勤で基幹教員というような枠組みが専門学校ではありますが、業務内容によっては本務等教員には含まれない可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

はい、そのとおりです。

### ○西村委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一つ6ページの一番下の米のところですが、1年の課程、1.5年の課程と、課程が増えるとそれぞれ本務等教員が必要ということが書かれているのですが、念のために確認ですが、例えば現行ですと、多くの機関は、一つの、1年だったら1年の課程の中に複数のレベルが存在しているというのが多いと思います。

例えば1年課程であれば、A2の後半ぐらいから始まって、B2あるいはC1の入り口ぐらいまで進むという、上の方まで行くレベルもあれば、ほぼゼロのA1から始まってB1ぐらいまで、またその二つの間ぐらいというようなレベルが幾つか走っているという、そういう一つの課程の中に幾つかのレベルがあるわけですが、その課程の中に、レベルが幾つか走っていたとしても、そのことによって本務等教員を追加していくというようなことではないと理解してよろしいでしょうか。



## ○戸田座長

いかがでしょうか。

## ○伊藤課長補佐

申請いただく機関の課程の立て方にもよってくるかとは思いますが、資料の10ページに、上から二つ目の丸を追加させていただいております。1年課程で例示いただいたようにA2からB1ということで、1年課程で立てていただいた上で、個々の生徒のレベルに応じて、もう少し上まで行かせるクラスに入れるとか、そういったことは認めていきたいと思っています。そのような運用をする限りにおいては、レベル別のクラスがあるからということをもって直ちに先生を増やさなければいけないということはありません。

ただ、その課程として別建てにして申請いただくということであれば、それは課程が増えるので先生を配置いただく必要があるということですが、10ページの丸の二つ目を追加させていただくことで、柔軟なその課程内での教育レベルの振り分けができるようにさせていただきます。

## ○西村委員

ありがとうございます。よく分かりました。

## ○戸田座長

それでは大日向委員、お願いいたします。

## ○大日向委員

10ページ目の三つ目の丸に記載されています、「修了の要件は、760単位時間×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること」でございますが、この760単位時間×修業期間の年数以上の授業科目の履修、この点について少し申し上げます。

例えば留学の2年課程で、A1、A2レベルから学習を開始する教育課程があったとします。そうすると、学習開始時に行うプレースメントテストで、既にB1程度のレベルがあると判断した場合に、2年の教育課程の中級レベルから開始する、つまり今言った2年課程の中で、6か月を経過したクラスに編入するというようなことがよくあるのですが、教育課程としては1年6か月で予定した全ての授業科目の履修が終わるものの、修了とみなされないというようになると思います。また別の例で、学習開始時はゼロレベルだったとしても、本人が一生懸命努力したり、語学的な能力が高かったりというようなことで、飛び級でレベルを飛ばして履修して、結果的に2年課程を2年を要さず修了するというケースもあります。このようなケースで学習開始時のレベルや、本人の努力などの要因により、コースの移動や、修了期間の変更などが起こり得ることを想定した制度設計が必要であると思います。

教育機関が設置した日本語教育課程の途中から学習を開始したり、外部的な要因早期の進学、あるいは就職が決まって中途退学したりする学習者がいた場合、不利になるような退学扱いとならないように配慮すべきだと考えております。

総じて申し上げますと、この教育機関の認定基準では、語学留学を目指す学習者は、コースの初めから終わりまで全て履修することを義務付けているような制度という印象があり、語学教育の特性に対する配慮が欠けているのではないかと考えております。

## ○戸田座長

ありがとうございます。この語学留学の特性ということに関して、ほかの委員の皆様も何か御意見がおありでしたらお願いいたします。

伊東委員、お願いいたします。

## ○伊東委員

日本語教育の多様性や学習者のレベルの多様性を考えますと、学習者ニーズに応じた教育課程を提供していくということであるならば、固定的に決めてしまうというのはいかなものかと思いました。したがって、柔軟に対応できるような制度の在り方が望まれるのではないかとということで、大日向委員に賛成するという立場にあります。

また、先ほどの資料の18ページ、就労・生活のところでは、対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業では、総時間数の4分の3まで実施可となっております。このことに関して、4分の3がいいのか、考え方も様々あると思いますが、ある程度、同時双方向の遠隔授業を盛り込むような授業設計ができるようにしておいてもよいのではないかと思いました。留学では、非常事態や、特別な例ではオーケーだということがありました。今後のことを考えると、双方向オンライン授業というのも一つの教育の形態であるならば、留学にも盛り込んでよいのではないかと思いました。これは日本語教育小委員会でも若干出していたような御意見ですので、これと同等な意見を私も持ちました。

## ○戸田座長

大日向委員の御意見に関しまして、事務局、何かおありですか。

## ○伊藤課長補佐

まず選抜段階で、既に1年半でいいような方については、例えば11ページに、希望する者の選抜をしっかりと行ってくださいというような規定も入れていますが、その方は、そもそも2年課程に入れること自体がおかしいのではないかと思うので、最初から1年半で済む方については、当然不必要な学習をしていただく必要があると我々も思っていないので、1年半課程に最初から入れていただければいいのかと。

ただ、入った後に、より能力が高くて、より高いレベルを学ばせることが適当な方については、先ほどの10ページに追加させていただいた丸の二つ目のところで、当然その方に応じてより高いレベルの教育をやっていただくことができることにすべきだと我々も考えています。その上で、入った課程の必要とされている学習時間というのは、一定の体系性のあるカリキュラムを文部科学大臣として認定させていただいていますので、それは修了いただかないと、修了そして修了に基づく卒業ということにはならないのではないかと考えております。

オンラインのことについて、付言させていただくと、在留資格とどうしても関連してくる今回の制度において、留学類型においてオンラインを入れるということになると、その形態で学ぶ方が、そもそも日本に入国する必要があるのかということにも発展してきます。国内にいながら、かつ、特に災害等の事情もないのに、なぜオンラインで学ばなければならないのかと。先生やほかの生徒と教室にいながら、関わりながらする学びというのに大きなメリットを感じて来ていただいているのではないのかと思っております。その在留資格との観点でもかなり慎重にあるべきではないかと考えてはおります。

## ○小林日本語教育推進室長

オンラインは、就労・生活を含めて様々な御意見をいただいております。教育のしやすさを確保するというのと、全てのところがしっかりと質を担保してやるという両面をどう綱引きをしながら進めるかという、難しいラインで現在考えております。1回目、5月の日本語教育小委員会でも、オンラインの教育に関して様々な御意見もいただいたところですが、実際に運用していくなかで、様々な御意見もいただきながら、一つの課題として私たちが受け止めながら考えていきたいと思っております。

留学のところは今、伊藤補佐から申し上げたように、在留管理の関係も少しありますので、そうしたところとの協議や、考え方のすり合わせも必要かと考えております。

### ○戸田座長

伊東委員、いかがでしょうか。

### ○伊東委員

在留管理のことを考えると、なるほどと思った次第です。しかしながら、大学の今後の経営や教育の在り方を考えると、サイバー大学というようにオンラインで授業をやっていったり、COILというような形で、オンラインで、インターネットで教育をしたりするという形態も私たちは視野に入れているので、在留管理が関わってくると、なかなか認定日本語教育機関に申請するというのは難しくなるというのを大学の立場で感じた次第です。今の事情は分かります。また大学の事情も様々だということで、いろいろと考えさせられました。

### ○戸田座長

オンラインについてのことが先になってしまいましたけれども、大日向委員、引き続きお願いいたします。

### ○大日向委員

今、伊藤補佐からお話があった部分の学習開始時のレベルについて一つ現状を申し上げますと、まさに在留管理に関わってくることですが、在留資格認定証明書交付の申請は、日本での学習開始の大体6か月前です。さらに、日本語教育機関が学生選抜をして入学を許可するのはそれよりも以前、9か月や1年前になるわけです。今、海外でも様々な日本語学習のチャンスがあり、入学を許可されてから学習開始までの9か月間、あるいは1年間、全く勉強しないまま来日するという事は非常に想定しにくいという現状を考慮すべきです。

### ○戸田座長

ありがとうございます。それでは古川委員、お願いいたします。

### ○古川委員

9ページの最初の頭です。「日本語教育課程はB2以上の課程を一つ以上置くこと」と書いてあるところで、その機関において主たるコースとして認定を受けた課程を持っている、つまりコースとして課程を認定する、その課程を持っている機関を認定の日本語教育機関とするということですね。

例えば、進学コースという形で大きなメインのコースを一つ持っているのに、進学とは目的が異なる、語学留学コースやフルオンラインのコースがある機関が認定機関となるためには、それらの全てのコースにおいて、この基準を満たさないといけないのかと考えると

ときに、フルオンラインのコースを持っていると認定は駄目ではないかというような形になってしまうので、そうではなくて、コースあるいは課程というものが認定を受けていて、その課程を一つ以上持っている機関である、つまりはそれが認定機関という認識でいいかどうかを確認させていただきたい。フルオンラインのコースを持っていてもいいが、それはこの認定の基準には合っていないので認定を受けた課程ではない。しかし、それ以外の課程で認定を受けたコースを持っている、したがって、その学校、もしくは留学生別科は認定の日本語教育機関として認めるという形になると認識してよろしいかというところです。

#### ○戸田座長

事務局、お願いいたします。

#### ○伊藤課長補佐

古川委員の御理解のとおりで、認定機関として、まず認定の対象となる課程を申請時に出していただきたいのですが、その課程以外の課程をやってはいけないということではございませんので、認定基準に満たないようなすごく短い時間のコースであったり、フルオンラインのコースであったり、また、認定基準で、例えば五つの言語活動を盛り込んでいただきたいと書いてありますが、それと全く関係ない、一つだけに完全に特化したようなコースを設けるといったことは、認定の外であれば自由にやっていただいて構いませんということで考えております。

#### ○古川委員

認定を受けた課程が一つ以上あれば、多様なコースを持っていて大丈夫ということですね。

#### ○伊藤課長補佐

はい。

#### ○古川委員

オンラインに関して、例えばCOILであったりとか、海外連携をする形で、来日前教育であったり、進学コースであると入学前教育というような形で、課程の中の一部に入れたりすることも需要としてあり、課程に入れようという形で考えている機関も多いと思います。こういうオンラインのものに関しては入学前教育として入れることは駄目なのかというところで、それはモビリティにつながることでもあると思うので、是非入れていただきたいという意見です。

#### ○戸田座長

多様な授業形態について、考えていく必要があるということで、お願いしたいと思います。

そのほか12ページまで。佐々木委員、お願いいたします。

#### ○佐々木委員

6ページに戻っていただきまして、校長のところですが、「認定機関の運営に関し必要な見識を備えること」と、ざっくり書いてあって、例えば学長とかセンター長とかいう場合にはそれで十分だと思うのですが、特に小さな日本語教育機関などで、校長がしっかり

した認識がないと、非常に主任教員の負担が大きくなってしまって、結局教育の質を保つのが難しくなってきます。

ですから、ここで書き込むか、あるいは別の形で書き込むにしろ、一体必要な見識とはどういうものかというのをもう少し特定し、例えば「教職員人事、生徒、施設・設備の管理等、認定機関の運営に関し」というような形で、具体化していただけるといいと思います。

次の点、今度は主任教員ですが、7ページの3行目「教育課程の編成・他の教員の指導に必要な知識・技能」、この「他の教員の指導に必要な知識・技能」というところで、知識・技能に偏るから、従来型の教育からなかなか脱皮できないということが見られます。是非「他の教員の指導に必要な教育理念・そして知識・技能」というようにしていただきたいと思います。主任教員の教育理念が現代のものに合致していなくて、従来型の知識・技能で研修をおこなうことになると、古いタイプの教育の再生産ということになってしまいます。これはお考えいただければと思います。

もう一つ、7ページの一番下です。「機関内外での研修や、機関内で初任者等」というところですが、特に機関外での研修が、今の日本語教育、非常に変わりつつある教育を広く知る上でとても大切なことだと思います。そこで「機関内外での研修に加えて、機関内で初任者等を対象とした」という形で、むしろOJTは従の扱い、主は内外での幅広い研修という見方にさせていただくことが、教育の質を改善し、高め、維持していく上で大切ではないかと考えています。以上です。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。ただいまの御意見に関しまして、もし同様の御意見等がありましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは大日向委員、お願いいたします。

#### ○大日向委員

9ページの、これは赤字ではなくて黒字の部分ですが、「修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は4回以内。終期は大学等の入学時期を勘案して適切に定める」とありますが、この終期の部分について、実際の留学の教育課程は、進学を目指さない教育課程もあるわけですから、「進学を目指す教育課程は」と記載する必要があると思います。

2点目、9ページで、赤字として加えられた「ただし6か月以上でも可とする」という部分、二つ目の丸ですが、丸2のところ、「B2以上の目標を設定していること」と書かれているのですが、たしか以前はB1だったと思いますが、これは間違いではないのかという、これは確認でございます。

#### ○戸田座長

ただいまの大日向委員の確認事項はいかがでしょうか。

#### ○伊藤課長補佐

間違いなくB2ということで案をお示ししております。

#### ○大日向委員

とすると、日本語能力を習得すること、最初のところに、「B2以上の課程を一つ以上置くこと」とはなっていて、ただし半年以上の場合には、これはB1ではなくてB2でなければならないということでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

今お示ししている案はそのとおりです。

### ○大日向委員

なるほど。確認事項は了解いたしました。

### ○戸田座長

それでは、時間もございますので、12ページまでのところで、佐々木委員、お願いいたします。

### ○佐々木委員

10ページの5の上から3行目について、誤解が出てくるのではないかというのが気になったのですが、全てのコースに全てを盛り込まなければいけないと読んでしまう誤解が出てこないかと心配になりました。つまり、各授業科目に「聞く」「読む」「話す」「話す」「書く」の全てを盛り込むと誤解されないかと。「課程全体では」というのを一応安全のために入れた方がいいのではないかと感じました。

10ページの下のところ、「授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うもの」とあります。それでよろしいのですが、色々なカリキュラムを見ていると、どういう講義を実施するかというところを一生懸命書いても、評価が抜けているということがあります。ですから、一番後ろの「行うもの」のところに、「実施、評価を行うもの」と入れて、評価の重要性を強調していただけるとよりよいのではないかと感じました。

### ○戸田座長

ありがとうございます。では西村委員、お願いいたします。

### ○西村委員

760時間なら600を日本語で、160を9ページの五つ目の丸の三つの条件の中で実施することができるとお示しいただいていると思うのですが、その具体的なイメージについて確認です。

例えば日本語の聞く力を養うために、教師の指示どおりに作図をしたり作業をしたりするというようなこと、それから読む力を養うために専門のテキストを読んで内容を理解するというようなことを、この授業の中で行うことが可能なのかということ。それから、もしそれが可能だということであれば、ここでは登録日本語教員が補助として付く必要があると書かれているのですが、例えばN2以上、B2、B1、後半からB2ぐらいのレベルの学習者であれば、登録日本語教員が付かなくても、それは専門教員だけでも可能なのではないかと考えるのですが、この件に関していかがでしょうか。

### ○戸田座長

それでは事務局、今の御質問に関しまして、いかがでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

全体として具体的にどういう科目が対象になるかということは、マニュアルや施行通知などでお示しするというものに向けて、後半のワーキンググループでも案をお示ししたい

とは思っていますが、その前提の上で、例えばアカデミックライティングや、クリティカルシンキングなど、高等教育機関での学習・研究を行うに当たって、外国人の学生だからというよりは、日本人の学生も含めて、高等教育を実施するに当たっての基礎になってくるような言語運用能力の涵養に資する科目というのを第一義的には念頭に置いて書いておりました。そこからさらに広げてどこまでということは御議論があるかもしれないとは思いますが、ある種760単位を代替するような科目ではございますので、登録日本語教員の補助が要るのではないかとということで案としてはお示しさせていただいております。

#### ○西村委員

分かりました。今後議論させていただければと思ってお聞きしました。10ページの760時間外のそれを超えた部分での専門教員を用いた教育に関しては、今のような条件付けはなくて、かなりゆとりを、幅を広く受け入れて指導することが可能だという理解でよろしいでしょうか。

#### ○伊藤課長補佐

はい、そのとおりです。今の10ページの御理解はそのとおりですが、9ページのところの科目内容はどういったものが対象になるかというのは今後の議論ですが、登録教員の補助者が要らないのではないかとということについては、省令事項に関わってくることで、最終的に考えるに当たって、その点について、ほかの委員の方々にも御意見をいただければと思うのですがいかがですか。

#### ○戸田座長

ほかの委員の皆様、N2というレベルに達しているということから、補助教員は必要ないのではないかとということに関して御意見を伺えればと思いますが、いかがですか。

古川委員、続きまして佐々木委員、お願いいたします。

#### ○古川委員

補助員としていた方がいいと思います。学習者の方に教育の目的や内容が伝わらない、何かサポートがあった方がいいと思いますがこれが必ず付けなければならないという形になると、その教育を行う専門家の教員と、プラス登録日本語教員という形で2人の教員が一つの科目に付くという形になり、費用、コスト的に大変になってくると思います。設置すること自体が厳しくなってくるのではないかと思います。教育的には付けた方がいいが、必ず付けなければならないと縛り過ぎると、厳しくなるという意見です。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。佐々木委員、お願いいたします。

#### ○佐々木委員

登録日本語教員がいた方がいいと思います。教育の質を考えた上では、いるという形の方がいいと考えます。なぜかと言いますと、専門の教員と日本語教員では、見る視点が違っている部分があって、N1合格者であっても、日本語教員からの視点で日本語やコミュニケーションを見てもらうことによって得ることは大きいです。そういうことを考えると、いるという形が望ましいと考えます。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。それでは、一旦、留学類型に係る認定基準について、ここで終わりにいたしまして、もし最後にございましたら、またお伺いしたいと思います。

続きまして、資料の13ページから19ページ、就労・生活類型に係る認定基準について、御意見を伺いたいと思います。

仙田委員、お願いいたします。

### ○仙田委員

14ページですが、一つ目の丸のところの米印に、コーディネーターなど呼称は問わないということで、名称のみについて触れられているのですが、就労・生活の課程設計あるいは目的なども考えたときに、関係機関との連携協力体制の構築というのは非常に重要なものになってまいりますので、そのことについても要件の中に書き込んでいく必要があるのではないかと思います。

具体的に言いますと、「教育課程の編成・他の教員の指導」の後に、例えば「関係機関との連携体制の構築」というのを挿入して、それに必要な知識・技能というような書き方はいかがかと思えます。以上です。

### ○戸田座長

長山委員、お願いいたします。

### ○長山委員

仙田委員のおっしゃったコーディネーターの点は、非常に重要な点だと思いますので、賛同いたします。それから教員及び職員の体制のところ、13ページですが、教員数、あるいは本務等教員、専任教員の適正な数については、書き込んだ方がいいとは思いますが、課程の同時に授業を受ける生徒の人数当たりの教員数という形の書きぶりになっており、就労・生活ではなじまないという気がしています。

留学類型のように、基本的に1年を単位として、その1年の課程の中の人数という考え方が一方、就労・生活の場合は、10時間、20時間、50時間、100時間と、様々なコースをニーズに合わせて作っていくということがまさに大切なことであるとする、10時間の生徒数の20人と、100時間の生徒数の20人とでは、授業量としてのボリューム感が異なり、適切に表現できていないのではないかと思います。もし留学や生活での日本語教育の授業のボリューム感を示すのだとすると、総時間数といった形で示さないと、適切な教員・職員の数は導き出せないのではないかと思いますので、そこは検討した方がいいかと思います。

本務等教員はそれでいいと思うのですが、教員の数について言うと、これはわざわざここに書く必要があるのかと思っていて、1人当たりの担当授業時間数が、週25単位時間以内ということが決まっていますし、クラス当たりの、生徒数当たりの人数も記載されているので、自動的に教員の数は決まってくると思います。

もう1点、施設・設備のところ、16ページで新たに校舎以外の場所の教室を恒常的に実施可能ということを入れていただいて、これは非常に現実的に合ってきたかと思うのですが、一方で②のところ、施設との協定という点が現実的な運用としては難しいかと思えます。

例えば企業から依頼を受けて、その企業の会議室を使うという場合であれば、企業との何らかの協定を結んでということは考えられますが、例えば公民館や、一般に公開されている会議室といった場合に、申込規に則って申し込むという形になり、一般の利用者がわざわざ協定を結ぶということは、現実的には考えられません。逆に会議施設や教室として



一般公開されている施設であれば、むしろ単独の学校よりも厳しい基準で、非常階段の位置や、スペースなどが決められているので、あまりここにこだわり過ぎるのはどうかと思います。

### ○戸田座長

ありがとうございます。ただいまの長山委員の御意見、13ページにあります、生徒の人数の示し方、総時間数でもよいのではないかということ、また教員1人当たりの担当時間数についてもありましたが、これについて、ほかの委員、何か御意見がありましたらお願いいたします。仙田委員、お願いします。

### ○仙田委員

先ほどの長山委員の御意見について、私も同感です。加えて、関連しそうな18ページについてです。

四つ目の丸に「収容定員数を超えて生徒を受け入れないこと」という記述がありますが、先ほどの課程ごとのボリュームといったような話をするとき、ここも絡んでくるのではないかと思います。時間数というのは非常に幅がありますので、そこも考慮したような考え方というのは、ここにも適用していく必要があるかと思いました。

### ○戸田座長

今の2人の御意見に関しまして、事務局は何かございますか。

### ○伊藤課長補佐

長山委員、それから仙田委員生の御意見は、確かにその実態を見てもっともなところがあります。生活・就労類型の施設の、今まで評価というのを制度的にやったことがなかったところから、一旦留学のこれまでの蓄積を流用しながら基準を検討しているところがございまして、そこが現場の実態と少し齟齬があるように見えてしまっているところは、恐らく事実だろうと思っております。

例えば一つコースがあったとしても、1年間べったり授業をみんなが受けているわけではないということもあり、単純に収容定員数に応じて何人置きなさいではなく、同時に受けている生徒数に変えさせていただいたのは、今の基準を基にしつつも、すぐわないだろうというところをマイナーチェンジしながら、今のこの案をお示しさせていただいています。

おそらく、総時間何時間に対して何人などとした方が、更に実態に即したものになるだろうということは、想定はされるのですが、そうすると今度は、何時間ならいいのかという根拠が現状我々の手元になく、案を作るに当たって、幾つか機関にヒアリングさせていただいたのですが、なかなかその根拠にできるようなデータが、手に入らなかったところもあります。

1月の有識者会議の報告書でも、特に生活・就労については、制度スタート後の実態を見て、順次見直しを図っていくべきというような方向性が出ていますので、スタート時点でどのような基準かということと、今御指摘いただいたところはかなりもっともなところがございまして、認定をしていって、認定された機関の運用実績なども見ながら、より実態に即した基準に引き続き見直しをさせていただく部分ということで、今、来年度からのスタートとしてどういう基準を用意するかという部分と、さらに運用していったときにどうなるかということとは、少し時間軸を分けて検討させていただく部分もどうしても必要になってしまうかと思っております。

我々も一足飛びに総時間数に応じた人数というものを出す根拠がなく、「えいや」で勝手に決めるわけにもいかないのです、そこは切り分けて検討させていただけたらありがたいと思っております。

### ○戸田座長

それでは引き続き、ほかの点につきまして御意見がおありでしたら、挙手をお願いいたします。

それでは長山委員、仙田委員の順をお願いいたします。

### ○長山委員

17ページの日本語教育課程の部分と、19ページまでで、3点ほどですが、一つは17ページの修了要件のところでは、17ページの最後の書きぶりですと、上記時間数以上の授業科目の履修ということになりますので、B1の課程において350時間という形の制限になるのかと思うのですが、50時間のコース、20時間のコースといった様々なバリエーションのあるコースできちんとした質で提供するとなったときに、別に100時間でもなく、20時間でも50時間でも、修了要件を設けて、評価をして、修了したのかしないのかといったことをしっかりやることの方が、責任あるやり方かと思っておりますので、上記時間数みたいなどころではなく、コースごとかと思っております。

先ほど留学の方でもオンラインの話が出てきましたが、改めて就労・生活の方でも、オンラインのところは入れるべきではないかと思っております。今4分の3ということで、対面とオンラインのハイブリッドという形になっていますが、生活・就労の場合、必要になってくる人たちというのは、日本語教師の空白地帯で日本語を必要としている人々であったり、中小企業で日本語を学びたい人がいても、各企業から1人2人といった形で幾つかまとまらなると授業が受けられない場合であったり、小さい子供を抱えているお母さんで、本当に日本語をやらなければいけないのだけれども、行けないというような状況です。

本当に日本語が必要となっている人たちを取り残さないためには、対面と混ぜてしまいますと、結局出てこられません。特に空白地帯のところでは考えられないので、フルオンラインの必要性は本当に強くあると思っております。あまり評価が定まっていないという御意見もありましたが、コロナで3年間も、様々な教育機関で必死になってオンラインを取り組んできたことを考えると、もう踏み切る段階じゃないか、ここから数年は待てないと思っております。本当に必要としている人を取り残さないためにも、フルオンラインは積極的なメッセージとしてあっていいかと思っております。

質の担保ということで、オンデマンドのビデオ教材をただ見なさいというパターンが一番排除しなければいけないので、ここに書かれているとおり、同時双方向型のライブ型という形で規定されているのであれば、フルオンラインということを書くということではないかと思っております。

### ○戸田座長

ありがとうございます。それでは仙田委員、お願いいたします。

### ○仙田委員

16ページの記載の中で、米印の③のところ、「校舎以外の場所に指導補助者を配置し」という記述がございまして、当然こういった形での実施も必要になってくると思っておりますが、その一方で、なかなか日本語学習機会が提供されにくい空白地域といったところからの参加を考える必要があつて、様々な方たちが学習に参加できるようなことを考えた

きに、指導補助者がいない形でも、質が担保できる形であれば、遠隔地からの学習に参加できるようなことも検討する必要があるのではないかと考えています。

オンラインに関しては以上で、もう一つあるのですが、まとめて御発言してよろしいでしょうか。

#### ○戸田座長

お願いいたします。

#### ○仙田委員

19ページですが、四つ目の丸、「生徒指導を担う」というのがあって、この生徒指導という言葉についてですが、これは省令等でこのような表現を使わなければならないということかもしれませんが、その一方で、生活や就労の学習者の方たちは成人の場合が多いということもございますし、多文化共生施策として、地域の日本語教育なども行っていくというようなことを考えると、この生活指導という言葉がなじまないのではないかと気がしております。

ただ、生活、文化、社会的情報の提供が重要だということは間違いないことだと思いますので、例えば生徒指導を行う担当者を置くというような表現ではなくて、組織全体として、「必要な情報の提供が行える体制をつくるということ」というような書きぶりでも、必要なことは書き込めるのではないかと考えています。その際には、以下に続くような「行政等の適切な」という表現が続けばいいのではないかと考えています。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。それでは伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

日本語教育推進法は、日本語学習をしたい者に対して最大限の学習機会を提供することが盛り込まれており、その一つの解決策が、この3年間のコロナにおけるオンラインの活用だったのではないかと考えています。もちろん在留資格等とありますが、オンライン活用は重要ではないかと思いました。

もう1点は、校長という言葉で、資料に「校長を置くこと」、その後にはたし書として、括弧として、「学長、機関長など呼称は問わない」となっていますが、この機関長こそが総称としてふさわしいのであれば、認定日本語教育機関なので、ここで「機関長」として、括弧の中に「学長、校長という呼称は問わない」にさせていただいた方がバランスがよいのではないかと考えました。認定日本語教育学校であれば「学校長」でもいいかもしれませんが、認定日本語教育機関であるので、そのトップの長は、総称としては「機関長」の方が、なじむかと留学、就学・生活ともに感じました。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。生活・就労のところで、オンラインについての御意見をいただきまして、3人の委員から、日本語教育が必要とされる方々を取り残さない教育が大事であるということから来るオンラインという御意見が出ています。事務局、これについていかがでしょうか。

#### ○小林日本語教育推進室長

多くの御意見をありがとうございます。まず、今回の法律は、一定の教育課程に枠をは

めて、そこを認定します、教育機関を認定しますというところでありまして、それ以外に、様々な日本語教育というものがあり、認定された日本語教育機関の中でも様々なプログラムが開設されていて、その中に認定されたものもあれば、認定されておらず自由に行うものもあるということです。様々な形態が行われ得ること自体、この法律と両立し得るものかと考えております。

オンラインについて様々な御意見をいただいております、有用なものであることは認められているところだと思っておりますが、今回、就労・生活で、初めてこういう教育課程を作って、一定の質を担保して始めましょうというところでありまして、現時点では、質が十分担保されると認められるところからまずスタートさせていただければと考えています。実際に令和6年4月から施行されると、就労・生活の認定を受けるところと、逆に、私たちのところはいいことをしているのにできないという御意見も出るかもしれません。

最初のところはやや固めに見える基準でスタートし、実際に運用していく中で課題を見つめ、必要な見直しは柔軟にするという考え方もまたあろうかと考えております。

遠隔授業やオンラインの話は、文部科学省もいろいろな歴史があり、蓄積もございますので、そうした蓄積も生かしながら、よりよいやり方は追求していけると思いますので、少し宿題事項ということでも求めていきたいと思っております。

また、生活指導のところ、留学と同じ言葉を使っているということで、言葉がおそらく強いのではないかとと思いますが、生活や就労の方に対して、様々な形で、学習を継続していくことの観点でアドバイスをさせていただくというような意味合いであります。法令用語だと強く出てしまうというところはありまして、実際にどのようなことを行っていたかというのは、分かりやすく示していければと思います。

法令用語と実際の運用について、様々なところでずれが出てきてしまうところがあることは認識をしているのですが、どのような役割かというのは分かりやすく伝えていきたいと思っております。

## ○戸田座長

ありがとうございます。仙田委員、お願いします。

## ○仙田委員

生活や文化や社会的情報の提供、あるいは様々な機関と連携体制をとりながら進めていくことが重要だということだと思っております、19ページの五つ目の丸に色々書いてあるところ、「それらのものと連携体制を作ること」というような書きぶりのものもございまして、生活情報の提供に関しても、同じような書きぶりではいかかかということを改めて申し上げさせていただきます。

## ○戸田座長

事務局、よろしいでしょうか。

## ○伊藤課長補佐

確認ですが、例えば「体制」という書き方にしたときに、端的に言うと、必ずしも、この人が生活の支援関係の担当者です、という方を1人決めなくてもいいのではないかとということも含めた御意見でしょうか。それとも、それはもちろん置いていただくとして、置けばいいということではなくて、連携体制も必要だという意味の御意見でしょうか。

### ○仙田委員

一番いいのは、担当の方もいらっしゃって、なおかつ連携体制が取れることだと思います。書きぶりのところは少し検討していただいて、全体的に様々な機関と連携しながら推進していくことの重要性が省令の中にも示されている必要があると思っています。

### ○戸田座長

それでは、順番が逆になってしまいましたが、先ほど長山委員から、時間数というよりも、きちんとした評価、認定というところが大事ではないかという御意見もありました。これについて皆様、御意見はいかがでしょうか。

事務局、これについては何かございますか。

### ○伊藤課長補佐

御意見を踏まえまして、特に生活・就労について、様々な形態のコースの切り分け方があるということを踏まえて、より柔軟に対応できるかというのは検討させていただきます。

### ○戸田座長

よろしくお願いたします。それでは、引き続き13ページから19ページで何か御意見がございましたらお願いたします。

古川委員、お願いたします。

### ○古川委員

19ページの五つ目、「連携体制をつくること」というところで、キャリア教育や就職支援などについて、就労の課程を置く上で、企業や経済団体との連携は必要になってくるかと思えます。その連携体制を作ることとはすごく望ましいし、そうあるべきだと思うのですが、ただ一方で、必要条件なのか、要は、連携体制がなければ、プログラムとしての質の担保や、いいプログラムは作れないだろうということで連携体制がない、認定は受けられないぐらいの厳しい条件として入っているのか。それとも、例えばいろいろなインターンシップをやる上で、連携していきましようという体制でもいいのか、もう少し基準が明確になるといいかと思えます。

### ○戸田座長

ありがとうございます。これについてはいかがでしょうか、事務局お願いたします。

### ○伊藤課長補佐

今のお示ししている案は、連携自体を何もしていないと認定は受けられないということで、その連携の作り方のバリエーションはおそらく、今後の解釈の議論で様々あり得るかもしれませんが、連携自体をどこともしていませんというのは認められないという基準で書いております。

### ○戸田座長

これについて、さらに古川委員、御意見をお願いたします。

### ○古川委員

了解しました。六つ目、生活において地方公共団体等と連携体制を作ることというところの意味が分かりにくいと感じました。例えば学校や、自治体との連携がないとプログラ

ムとしては認められないということでしょうか。就労の、企業や経済団体と連携するというのは分かりやすいのですが、生活について、どう連携体制を作るのか分かりにくいので、もう少し明確にいただければと思います。

#### ○戸田座長

事務局、お願いいたします。

#### ○伊藤課長補佐

今想定していることをお話しいたしますと、今回の法律とはまた別ですが、令和元年に日本語教育の推進法が成立しております、その中で、自治体の役割として、各自治体の住民の中の外国人の方を念頭に置いて、日本語教育の推進の基本方針を各自治体で作っていただくことになっていて、実際に日本語教育をどう提供するかという方針を掲げていただいております。

念頭にあったのは、生活類型として課程の認定を受けていただくような機関というのは、もちろんその自治体自身が設置するという場合もありますが、そうではない場合に、所在する自治体の、まさにその方針を作っているような部署と連携いただいて、その部署が、例えば、こういう生活者の中のこういう方を対象に日本語教育を特に提供していきたいというような方針が書かれていたら、そこに向けたプログラムを一緒に作っていくなど、自治体の基本方針に沿った形でプログラムを提供いただくということを念頭に置いて書いておりました。

#### ○古川委員

ありがとうございます。生活については、自治体を中心になってやっているの、どこと連携するのだろうと思ったので、明確になりました。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。ほかに御意見はおありでしょうか。

それでは、よろしければ次に移りたいと思います。20ページから23ページとなりまして、その他の主な論点への対応というところについて議論を進めてまいります。

大日向委員、お願いいたします。

#### ○大日向委員

20ページの情報公表に関する規定のところ、3行目に認定の年月日というのがございますが、このほかに日本語教育を開始した年月日を入れるべきではないかと考えております。認定の年月日は、全ての機関が来年の4月以降ということになります。日本語教育を開始した年月日を記載することにより当該教育機関の日本語教育実施の実績を示すことができるので、必ず記載すべきと考えます。

#### ○戸田座長

そのほかいかがでしょうか。西村委員、お願いいたします。

#### ○西村委員

情報公表のところから仲介手数料の公表が外されたというのはよかったと拝見していたのですが、21ページで、自己点検評価の中で、そのことに関して状況を説明していくということに変更になったのですが、ここで具体的にいくらということが示される必要があ

ののだとすると、自己点検評価は外にオープンになってしまうので、見せ方が変わるだけで、結局その情報が外にたくさん出てしまい、狙いと違ったことになってしまうと思います。仲介料の高騰を防ぐ意味で、どのような示し方を想定していらっしゃるのか教えてください。

#### ○戸田座長

事務局、お願いいたします。

#### ○伊藤課長補佐

自己点検評価について公表が求められるのは点検の結果ということになりますので、ここで想定している点検内容としては、財務状況全体について点検いただく中で、十分な教育資源を確保する上で、本当に支払っている手数料の額が適切なのかというのを公表された上で、それが実際適切であったかどうかという、機関としての点検結果を公表いただく、額そのものを、もちろん公表いただく分には構わないのですが、必ずしも公表いただく必要はないという想定でここには書いております。ただ、点検自体はしていただくということで、念頭に置いてあります。

#### ○西村委員

分かりました。以前、仲介料をデータとして提供するという意見もあったかと思うので、それを国が収集し、見合った額かどうかというのを適宜指導していくということも選択肢の中にもう一度加えていただいて、検討いただくといいかと思います。

#### ○戸田座長

ありがとうございます。そのほか23ページまでのところで、伊東委員、お願いいたします。

#### ○伊東委員

21ページの自己点検評価等に関する規定の第三者評価について、このままでいいと思いますが、文末、「相当の知見を有する第三者による評価を受けることとする」と、ここを目立つ形にしたいと思いました。その後、「その結果を公表するように努めることとする」で、「努めることとする」が、評価を受けることと公表の両方につながることによって誤解を招くことを恐れまして、「受けることとする」と断言した後、「努めることとする」を別のセンテンスにした方がよいと思いました。

#### ○伊藤課長補佐

今の伊東委員の御意見に対しての御説明をさせていただくと、これは誤解というよりは、受けること自体も努めるという案にさせていただいている意図で書かせていただいております。法律上は第三者評価というのは出てこないで、今回省令でその規定をさせていただくことになるわけですが、国民というか、法人も含んだ国民の義務を省令で創設するというのはなかなかハードルが高いことでもあるという技術的なことと、第三者評価自体を義務づけるということまでは、少なくとも1月の有識者会議まではコンセンサスは得られていなかったのかとは思っております。

「こととする」にしてしまうと、全機関が必ず第三者評価を受けなければいけないことになってしまうので、そこは、分かりやすいように両方「努めること」と書くか、そのような意味ではなく、義務づけるべきだという御意見だとすると、少し今までの検討より踏

み込んだ話になるかと思っております。

**○戸田座長**

今の説明について、伊東委員、さらに御意見がおありですか。

**○伊東委員**

意見というか、確認したということで、第三者評価は義務ではないということを確認できたということ、それは共通の理解としてよかったと思います。

**○小林日本語教育推進室長**

第三者評価のお話が出たのですが、大学や専修学校、様々なところで、評価は段階を踏んできているかと思えます。今でも自己点検評価をやっているとは思いますが、今回の法律では、自己点検評価義務になり、公表も義務になったので、まずここが大きく変わったところかと認識しています。

第三者評価は推奨をすることをまずお示しさせていただきましたので、どのような在り方でやっていただきたいかについても、また自己点検のところと合わせて出していきたいと思っております。

**○戸田座長**

ありがとうございます。仙田委員、お願いいたします。

**○仙田委員**

これは質問ですが、22ページの帳簿のところの最後に、「ただし、入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存する」とございますが、これは留学だけでなく就労・生活にも適用されるものという理解でよろしいでしょうか。

**○戸田座長**

いかがでしょうか。

**○伊藤課長補佐**

はい、そのとおりです。

**○仙田委員**

学籍というのは、どういった情報が含まれるのでしょうか。

**○伊藤課長補佐**

端的に言うと、いつからいつまでその生徒さんがその機関にいつ入られて、いつ修了されたかと、卒業されたかという情報です。

**○仙田委員**

分かりました。ありがとうございます。

**○戸田座長**

よろしいでしょうか。それでは長山委員、お願いいたします。



### ○長山委員

確認ですが、受講者の情報について、個人が学校に申し込む場合はよく分かるのですが、例えば企業等からの依頼があって、プログラムを組み、提供した場合に、学習者の個人情報是一定期間で破棄という依頼がクライアントからあるということが想定されるので、個人情報の保護管理的に、勝手にいつまでも保持しているということ自体が難しいかと思えます。その点だけ指摘をしておきます。

### ○戸田座長

就労の場合にはよくあることだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、その他、もし前に戻っても全体的に何か御意見がございましたら、お願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。西村委員、お願ひいたします。

### ○西村委員

11ページに関する事で、先ほど学習者の日本語力に応じてレベルでやクラスを選んでプレースするというようなお話が出ていたかと思うのですが、11ページの一つ目の丸の下の米印について、例えば、1.5年の課程で、10月から半年間勉強してA1からスタートしてA2レベルぐらいに達したところで4月を迎えたときに、1年課程の新入生が、ちょうどその1年半の課程の4月から始まるレベルに非常に適した日本語力だと考えられた場合に、1.5年の課程に1年課程の学習者が混じって学習をするというようなことは、学習者のレベルに応じて適切に指導するという面から認められると考えてよろしいでしょうか。

### ○戸田座長

これにつきまして、事務局、いかがでしょうか。

### ○伊藤課長補佐

定員のところと関係させながら御質問いただいているので、それも関係させながらお答えすると、その全体の収容定員を超えていない範囲であれば、課程という単位で見たときには合同クラスみたいな形になると思うのですが、それは組んでいただくことは特に妨げではないです。

### ○西村委員

分かりました。よかったです。ありがとうございます。

### ○戸田座長

ありがとうございます。最後に、これだけはこの御意見がございましたら、挙手をお願ひいたします。よろしいでしょうか。大日向委員、お願ひいたします。

### ○大日向委員

収容定員につきまして、「原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。」と書かれておりますが、ここに原則があるのでいいと思ひますが、特に留学は、学校が入学を許可しても、入管局が許可しないということがあるため、定員を超えて入学許可を出さざるを得ないというのが現状です。こういったことがおそらく原則の中に含まれると考えておりますが、念のためコメントしておきます。

### ○戸田座長

皆様、本日も活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。これで議事は終了いたしましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。

今後の予定について、事務局からお願いいたします。

### ○齊藤日本語教育調査官

本日御議論いただいた内容につきましては、7月25日火曜日に開催予定の日本語教育小委員会で報告させていただきます。また、次回のワーキンググループは8月29日火曜日の開催を予定しております。

### ○伊藤課長補佐

補足をさせていただきますと、今日の御議論を踏まえて来週火曜日に日本語教育小委員会で報告をさせていただきます。その上で本日の御意見や、日本語教育小委員会でいただいた御意見を踏まえて修正をした内容のもので、一度パブリックコメントをかけさせていただきますので、パブリックコメントは法令で1か月を取らなければいけないので、次回のワーキンググループには、パブリックコメントの結果はおそらく間に合わないのですが、その更に後の日本語教育小委員会なりで報告をさせていただくということで進めさせていただくこととなります。よろしくをお願いいたします。

### ○戸田座長

御説明ありがとうございました。それでは、これで第2回認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループを閉会といたします。委員の皆様、ありがとうございました。

— 了 —